第1 監査の請求

1 請求人

住所 備前市

氏名 (省略)

2 請求年月日

令和2年1月6日

3 請求の内容

請求人提出の備前市職員措置請求書による請求要旨、請求理由及び措置要求は次のとおりである。

請求の要旨

備前市補助金等交付規則、備前市区会等補助金交付要綱に基づいて、地区別区会等運営費補助金が平成31年度には全区合計で16,074,200円支給されています。そのうち、伊里地区には1,813,580円の補助金が支給されています。この公金支出に対して監査が行われていません。平成31年度の伊里地区区会への補助金の支出に対して監査を請求します。

平成31年の伊里地区会の収入は、市からの補助金として1,813,580円その他で利子を含めて2,950,702円とし、支出として交流会224,000円、区長活動費380,000円、その他事業費、事務費合わせて2,096,600円を支出、次年度繰り越し金として854,102円、支出合計は2,950,702円としています。

伊里地区民としてこの補助金等の使途に対して、地区の事業に使用した形跡がなく地 区民の福祉向上の観点からその使途の適否、会計上の正確性、情報公開が担保されてい ない現状があると思います。

備前市区会等補助金交付要綱等の適法性、適正性も併せて地方自治法以下関係法例に のっとり精査するとともに必要な是正(損害の賠償、ないしは補助金返還命令等の勧告) を備前市長に対して請求します。

(以上、原文のまま記載)

4 事実証明書

- ア 備前市補助金等交付規則
- イ 備前市区会等補助金交付要綱
- ウ 平成31年度地区別区会等運営費補助金

- 工 平成31年度伊里地区連絡協議会収支予算書(案)
- 才 平成30年度伊里地区区長会決算報告書
- カ 平成29年度伊里地区区長会決算報告書
- キ 区長会資料 (2019年6月26日)
- ク 平成31年度木谷自治会総会資料(次第、平成30年度事業報告、平成31年度事業計画 (案)、平成30年度収支決算書、監査報告書)

5 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の要件を満たしているものと認め、令和2年1月9日付けで受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、市が令和元年度に交付した備前市区会等補助金16,074,200円のうち、 伊里地区に交付された1,813,580円が関係法令等に照らして違法若しくは不当な公金の支 出に該当するかを監査の対象とした。

2 監査対象部局

市民生活部市民協働課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠として令和2年1月10日に事実証明書のクが提出され、令和2年1月16日に請求内容についての補足説明がなされた。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、市民生活部市民協働課(以下「市民協働課」 という。)の職員が立会った。

4 関係職員等の陳述

令和2年1月16日に市民協働課の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項 の規定に基づき、請求人が立会った。

5 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、事前に市民協働課に関係書類の提出を求め、令和2年1

月28日及び2月3日に市民協働課ほか関係人から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 補助金の交付に係る関係法令等について

ア 地方自治法

法第232条の2によると、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされている。また、法第232条の5第2項では、普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によることができるとされている。

イ 地方自治法施行令

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第163条では、前金払ができる経費として、 補助金、負担金、交付金及び委託費としている。

ウ 備前市補助金等交付規則

備前市補助金等交付規則(平成17年規則第58号。以下「規則」という。)は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的としている。規則のうち、交付の決定、補助金の交付時期等に係る主な条項は以下のとおりである。

(補助金等の交付)

- 第3条 補助金等は、毎会計年度予算の定めるところに従い、かつ、この規則の定めるところにより交付するものとする。
- 2 補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の 内容及び補助金等の額又は率は、市長が別に定める。

(補助金等の交付の申請)

- 第4条 前条の規定に基づき補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等 交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める期日ま でに提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査

及び必要に応じて行う調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、 速やかに交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び これに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に対し、 補助金等交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金等の交付時期)

- 第15条 補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

工 備前市区会等補助金交付要綱

備前市区会等補助金交付要綱(平成22年7月1日施行。以下「要綱」という。)によると、備前市区会等補助金(以下「補助金」という。)は、市内における区会、町内会等の活動を支援し、もって市民生活の向上と市政の活発な運営に資することを目的として、各種事業を行う区会、町内会等に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるとされている。要綱のうち、主な条項は以下のとおりである。

(補助対象事業)

- 第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、区会、町内会 等が行うもので、次のとおりとする。
 - (1) 地域組織の維持及び運営に関する活動
 - (2) 地域の防災、福祉、環境、体育並びに教育及び文化等に関する活動
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(補助対象経費)

- 第3条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象 事業の実施に直接必要な経費とし、次に掲げる経費は除くものとする。
 - (1) 公益的な事業に結びつかない経費
 - (2) その他市長が不適当と認めるもの

(補助金額)

第4条 補助金の額は、毎年度の予算に定める額を上限とする。

(補助金の交付時期)

第5条 補助金の交付については、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(2) 備前市自治会連絡協議会等について

ア 備前市自治会連絡協議会の概要

備前市自治会連絡協議会(以下「協議会」という。)は、市内における区会、町内会等(以下「区会等」という。)と市行政との連携を密にし、市民生活の向上と市政の円滑な運営に資することを目的としている。そして、区会等の代表者(以下「地区代表者」という。)35名以内をもって組織するとされており、平成31年度は、33名の地区代表者によって構成されている。

イ 伊里地区区長会の概要

伊里地区区長会(以下「伊里区会」という。)は、市内の区会等のうちの一つで、伊里地区(閑谷、木谷、伊里中、山田原、徳当、友延、井田、蕃山、麻宇那、木生、難田)の発展と健全な生活環境を形成することを目的とし、伊里地区に在住する住民によって構成され、総区長及び地区の慣例によって選出された11地区の区長をもって組織されている。

伊里地区の平成31年4月30日現在の人口は5,637人、世帯数2,573世帯である。

(3)補助金の予算について

補助金に係る平成31年度予算額は16,157,000円で、平成31年3月22日に議決されている。

(4)補助金額の算定について

補助金の算定方法は、平成31年4月30日現在の世帯数に460円を乗じた額(以下「世帯割」という。)と全区会等一律の額(以下「地区割」という。)630,000円を合算するとしている。そして、この算定方法は、全ての区会等に対して同様のものとなっている。

(5) 補助金の交付手続きについて

ア 市は、平成31年2月22日に、協議会総会において、地区代表者に対し、平成31年度の 事業計画や予算がわかる書類及び平成30年度の事業報告や決算がわかる書類の提出を 求めている。

イ 市は、平成31年4月中旬に、各区会等から上記アの書類の提出を受け、公益的な活動

のために補助金が活用される計画となっているか、繰越金が過剰となっていないか等を審査している。なお、伊里区会の平成31年度伊里地区連絡協議会収支予算書(注)及び平成31年度伊里区長会事業計画書は平成31年4月18日に提出されている。

- (注) 伊里地区連絡協議会収支予算書とは、伊里区会における年間の活動に係る収支予算を示したものである。
- ウ 市は、令和元年6月27日の協議会総会において、補助金の交付予定額を周知している。 協議会会長は、伊里区会を含めた全区会等を取りまとめ、令和元年7月1日付けで、 市に、16,074,200円(うち伊里区会は1,813,580円)の補助金等交付申請書(以下「交 付申請書」という。)を提出している。
- エ 市は、交付申請書の提出を受けたことから、これを確認し、令和元年7月1日付けで協議会会長に対し、補助金等交付決定通知書(以下「決定通知書」という。)を発出している。補助金の交付決定額は、16,074,200円で、うち伊里区会への交付額は、1,813,580円となっている。なお、この内訳は、世帯割が1,183,580円、地区割が630,000円である。
- オ 同時に、市は、各区会等が事業を実施するに当たり、あらかじめ資金が必要である ことから、前金払とすることについて市長の決裁を受けている。
- カ 市は、協議会会長から、令和元年7月11日付けで、補助金等請求書及び地区・町内会 別請求明細書の提出を受け、同日付けで補助金16,074,200円の支出命令書を前金払で 起票し、令和元年7月19日に、区会等に支出している。
- (6) 伊里区会が提出した事業計画書について

伊里区会が提出している平成31年度伊里区長会事業計画書の主な事業計画は次のとおりである。

- 1. 伊里地区区長会の開催
- 2. 区長会の研修(備前市の行財政等について)
- 3. 伊里地区まちづくり会議との連携・協力
- 4. 各種団体等への活動助成および支援
- 5.各種団体の行事等への協力 第60回伊里体育祭、伊里地区文化祭、シニア体育大会、マラソン・なわとび大会、 伊里地区駅伝競走大会、熊沢蕃山顕彰保存会の事業等
- 6. 伊里地区青少年健全育成会への協力、支援 JR伊里駅周辺のパトロール、青パト運行の協力、支援
- 7. 旧閑谷学校日本遺産認定に伴う各種関連事業の実施

記念講演会の開催、伊里文化祭への出品等

- 8. 災害時における情報収集等の連携、支援
- 9. 伊里学園の各種行事への協力、支援
- 10.熊沢蕃山記念館の建設の推進
- 11. 閑谷学校顕彰保存会の行事への協力、参加
- 12.各地区の活動への協力
- 13.その他区長会において、必要と認める事業の実施

(7) 伊里区会が提出した収支予算書について

伊里区会が提出している、平成31年度伊里地区連絡協議会収支予算書の主な内容は次のとおりである。

平成31年度伊里地区連絡協議会収支予算書

歳入 単位:円

項目		金額
前年度繰越金		913,112
補助金		1,811,740
事業収入	負担金	656,000
	会費	224,000
雑収入		0
預金利息		10
収入合計		3,604,862

歳出 単位:円

項目		金額
事業費	交流会	224,000
	区長活動費	380,000
	まちづくり会議	20,000
	記念館建設推進会	40,000
	蕃山顕彰保存会	20,000
	区長会文化祭経費	10,000
	学園関係	30,000
	予備費	50,000

助成金	体育·文化振興会	656,000
	各種団体へ助成金	150,000
	各地区へ	1,061,000
事務費	役員活動費	30,000
	消耗品	15,000
	複写代	30,000
	会議費	0
	研修会費	30,000
	通信費	5,000
小計		2,751,000
次年度繰越金		853,862
支出合計		3,604,862

(8) 伊里区会から提出されたその他の書類について

平成30年度伊里区長会事業報告書及び平成30年度伊里地区連絡協議会収支決算書が提出されている。

2 監査委員の判断

以上事実確認できた事項を基に、請求人の主張する要旨について判断を行う。

(1) 補助金の使途の適否、会計上の正確性について

ア 補助金の使途の適否について

本件請求において、請求人は、補助金が地区の事業に使用された形跡がなく地区民の福祉の向上の観点からその使途の適否を問題としている。しかし、令和元年度については、年度途中であり決算が確定していないことから、現時点において、補助金の使途の適否は判断できない。

また、交付された補助金をどの地区にどのように配分するか、11地区において、どのように利用、処理するかは、伊里区会及び11地区内部の責任において行われるべきものであり、住民監査請求の対象となる職員の違法又は不当な財務会計行為には該当しない。

イ 会計上の正確性について

① 補助金の算定について

市は、補助金の算定方法に従い、世帯割として1世帯当たり460円に伊里地区の平

成31年4月30日現在の世帯数である2,573世帯を乗じた1,183,580円と地区割としての630,000円を合算した1,813,580円を伊里区会に交付していることから、補助金の算定は適切であったと言える。

② 補助金の交付手続きについて

補助金の交付に当たっては、規則に定められている交付申請書、決定通知書等の 必要書類が適正に作成されており、所定の事務手続きも執られていたと認められる。

③ 補助金の交付に係る審査について

規則によれば、補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書に添えて、事業計画書、収支予算書等を提出することとされている。そして、市は、これらの書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは速やかに交付の決定を行うこととされている。

本件請求に係る補助金交付の審査についてみると、伊里区会より、平成31年度伊里地区連絡協議会収支予算書及び平成31年度伊里区長会事業計画書が提出されており、そこには、平成31年度の伊里区会の主な事業計画として、各種団体等への活動助成及び支援、各種団体の行事等への協力、熊沢蕃山記念館の建設推進など、各地区や各種団体が実施する事業への支援等に対する支出が計画されている。市がこれらを審査し、要綱の補助対象事業とかい離していないとして交付決定したことは適切であったと認められる。

したがって、令和元年度の補助金の交付額は適正であり、また、補助金の交付に係る手続き、審査等も適切であることから、会計上の正確性については問題ないと判断される。

(2) 要綱の適法性、適正性について

法第242条第1項によると、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを請求することができるとされている。すなわち、住民監査請求の対象は、職員の違法又は不当な財務会計行為となる。

したがって、請求人が求めている要綱の適法性、適正性については、今回の住民監査 請求の対象とはならない。

第4 結論

以上のことから、監査委員の合議により、本件請求には理由がないものと認め、これを棄 却する。

第5 意見

監査委員は、平成30年度定期監査報告書において、補助金の適正な執行及び交付を図るため、規則に基づく書類及び帳簿等を整備することや公益的な経費の客観的な判断基準及び繰越金に係る基準の整備を検討する必要があると述べた。

これを受け、市は、「備前市自治会(町内会)ハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)を作成し、事業計画(報告)、予算書、決算書等の様式等を示すとともに、会議の湯茶、講演会・研修会講師等の軽食や飲み物を除く飲食費は不可とすること、補助対象経費と補助金額を比較して補助対象経費が下回った場合には補助金の返還を求める場合があること等について、口頭により説明を行ってはいるものの、正式な通知等は発出していない。

市は、補助金の使途について、市民から疑念を抱かれることのないよう、公益的な経費の 客観的な判断基準や繰越金の取扱い等について、要綱やハンドブック等において明確に示す とともに、実績報告書等の審査を適切に行う必要がある。

また、市は、これまで、前金払により補助金を交付しているが、前金払は、債権者及び債権金額の確定した債務に対して事業完了前に支払うものであり、補助金が実績報告書等の審査により金額が変更し、返還を求める可能性があるとしていることを考慮すると、前金払により補助金を交付することは妥当ではない。

したがって、額の確定をもって全額を交付するか、あらかじめ一定の資金が必要であれば、 概算払とした上で、事業終了後に精算する方法に改める必要がある。

今般の監査の実施に当たり、伊里区会総区長等の協力を得て、11地区から平成30年度決算報告書等の提出を受けるとともに、2地区の区長から説明を聴取することができた。

これらによると、平成30年度の各地区活動助成金は、11地区長へ計899,150円が支出され、各区長は、現金で受領していた。しかし、この各地区活動助成金は、各地区の会計に計上されず、各区長が現金により管理し、必要に応じて支出しているとのことであった。そして、このような管理方法は、慣例により過去から引き継がれていた。

各地区の会計経理については、監査委員が具体的な意見を示すものではないが、これらの 各地区活動助成金がもとは市民の税金であることを十分認識し、適切に処理されるよう改善 することを望むものである。